

労働基準法、最低賃金法に基づく届出等における押印原則の見直し

【ポイント】公布日以降は新旧様式いずれも使用可能だが、押印等のルールは施行日（令和3年4月1日）で切り替わるため、いずれの様式を使用している場合でも、届出日が施行日の前後いずれかにより適用されるルールを判断する。

届出日(※1) 旧様式・新様式	令和3年3月31日以前	令和3年4月1日以降 (施行日以降)
旧様式	<ul style="list-style-type: none"> ・押印又は署名 必要(ただし、なくても受付等すること)(※2) ＜協定届・決議届＞ ・チェックボックスの追記及び チェックボックスへのチェック 不要 	<ul style="list-style-type: none"> ・押印又は署名 不要 ＜協定届・決議届＞ ・チェックボックスの追記及び チェックボックスへのチェック 必要(※3)
新様式	<ul style="list-style-type: none"> ・押印又は署名 必要(ただし、なくても受付等すること)(※2) ＜協定届・決議届＞ ・チェックボックスへのチェック 不要 	<ul style="list-style-type: none"> ・押印又は署名 不要 ＜協定届・決議届＞ ・チェックボックスへのチェック 必要

※1 有効期間の定めのある協定届等については、有効期間の始期ではなく、届出日によって適用の有無を判断すること。
 ※2 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、令和3年3月31日以前であっても、令和2年8月11日付け基発0811第1号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた労働基準法等に基づく届出等の受付等に係る当面の対応について」により、労基法等に基づく届出等について、使用者又は労働者の押印又は署名がない場合においても、受付等すること。
 ※3 チェックボックスが新設される省令様式については、チェックボックスにチェックがなされていることが形式上の要件となるので、施行日以降に旧様式で届出があった場合は、旧様式に直接チェックボックスの記載が追記されているか、又は、チェックボックスの記載が転記された別紙が添付されているかにより、届出が形式上の要件に適合しているかの確認が必要になること。

<留意事項>

- ※ 改正前の労働基準法施行規則に基づく様式（以下「旧様式」という）を使用する場合には、旧様式に協定当事者に関するチェックボックスの記載を直接追記するか、チェックボックスの記載を転記した本紙を添付して届け出ることができます。
- ※ 本紙を添付して届け出の場合には、届け出る省令様式に対応するチェックボックスにチェックした上で、それ以外のチェックボックスの記載部分に斜線を引くなどしてください。

○様式第1号

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者代表が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 （チェックボックスに要チェック）

上記労働者代表が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 （チェックボックスに要チェック）

○様式第3号の2、第3号の3、第4号、第5号、第9号、第9号の2、第9号の3、第9号の4、第9号の5、第12号、第13号

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 （チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

（チェックボックスに要チェック）

○様式第9号の6、第13号の2、第14号の2

上記委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 （チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

（チェックボックスに要チェック）

○様式第9号の7

上記委員会の委員の半数の推薦者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記委員会の委員の半数の推薦者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 （チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

（チェックボックスに要チェック）

事業場名
